

清水町立小中学校における区域外就学事務取扱要領

区 分	基 準	期 間	添付書類
転 出	町外へ転出したが、引き続き転出前の学校に通学を希望し、通学に支障のない場合	学年末	保護者の誓約書
転 入 予 定	住宅の新築、取得又は借家等により、学期の途中に転入が予定されているため、転入前に転居先の学校に通学を希望する場合	転入予定地に居住するまで	保護者の誓約書 建築確認書（新築） 売買契約書（取得） 入居証明書（借家） 等の写し
一 時 転 出	住宅の新築又は改築等のため、一時的に転出するが、住宅が完成後に戻ることが確実な場合	その期間	保護者の誓約書 建築確認書の写し又はそれを証明するもの
共 働 き 等	小学校に在籍している児童で、両親が共働き（含父子家庭・母子家庭）で保護者の勤務先学区又は預け先学区の小学校への通学を希望する場合	事由解消まで （1年更新）	保護者の誓約書 保護者の勤務証明書 児童の預かり書
身体的事情	身体の虚弱又は心身の障害により、指定校への通学がきわめて困難な場合	事由解消まで （1年更新）	保護者の誓約書 医師の診断書 学校長の意見書
生徒指導的事情	生徒指導上の問題等により、指定校以外の学校への通学が望ましい場合 （いじめ・不登校等）	事由解消まで	保護者の誓約書 学校長の意見書 生徒指導記録
特 殊 事 情	その他、指定校への通学が困難と認められる特別な事情がある場合	事由解消まで	保護者の誓約書 その他、教育委員会が指示する書類

平成 16 年度分の区域外就学から適用。